

高知市こども劇場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年9月作成
令和3年9月更新
特定非営利活動法人高知市こども劇場

1. 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、高知市こども劇場主催の企画を行うにあたり、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として遵守すべき事項を整理して実施することにより、当該企画に関わる全ての人が安心安全に活動、参加できるよう作成するものである。

本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染地域における動向や専門家の知見などを踏まえ、必要に応じて適宜改定を行うものとする。

2. 主催企画の開催または延期・中止の判断

- ①原則として、高知県が示す指針に従い、開催または延期・中止を判断する
- ②以下の場合は、延期・中止とする。
 - ・会場となる施設が、貸出しを停止した場合
 - ・創造団体が来高することができない場合

3. 感染防止のための基本的な考え方

以下の3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられている。

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
 - ②密集場所（多くの人が密集している）
 - ③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）
- こうした環境の発生を極力防止するよう取り組むことが重要と考える。

4. 実施する具体的な対策

（1）リスク評価

新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染（①）及び飛沫感染（②）のそれについて、従事者、来場者及び公演関係者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、対策を実施する。

また、創造団体が県境をまたいで移動し来高する公演については、地域における感染状況（③）のリスク評価を行い、実施の可否、その影響等を検討する。

①接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、

電話、蛇口、手すり、エレベーターのボタン 等) には特に注意する。

②飛沫感染のリスク評価

利用施設における換気の状況を考慮しつつ、公演の様態を踏まえ、人と人との距離や位置、方向、施設内での大声での対話等が頻発する場所等の状況を評価する。

③地域における感染状況のリスク評価

来高する創造団体の生活圏や来高する直前に公演等により滞在していた地域において、その地域での感染者の確認状況を踏まえ、公演を実施した場合の影響について評価する。

(2) 実施する対応策

上記リスク評価を踏まえ、以下の対応策を実施する。なお、実施する対応策の内容については、リスク評価の程度に応じて適宜判断するものとする。

①入場時

- ・余裕を持った開場時間の設定、券種やゾーンごとの時間差での入場制限等の工夫を行う。
- ・会場の入口の行列は、最低 1 m(できるだけ 2 m を目安に) の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないように工夫する。
- ・会場の入口にて、来場者の検温を行う。また、手指消毒用の消毒液を極力設置する。来場者に、手指消毒もしくは手洗いを行うよう促す。
- ・必要に応じて、入口数を制限することも検討する。
- ・入場時の例会券(チケット)もぎりの際は、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、それを係りの者が目視で確認するという簡略化した方式で行う。
- ・アンケート・チラシ等の配布物は、極力手渡しによる配布を避ける。

②会場内

- ・公演の前後及び休憩中に、会場内の換気を行う。また、可能であれば、公演する創造団体と調整の上、公演中も定期的に適切な換気を行う。
- ・座席の最前列は舞台前から十分な距離を取り、また、適切に感染予防に対応した配置にする。(前後左右を空けた席配置、または距離を置くことと同等の効果を有する措置 等)
- ・来場者数が高知県の示す指針に基づく人数(※)に抑えられるよう人数制限を設ける。

(※) 新型コロナウィルス感染症対策本部で示された方針に基づく。

③ロビー、休憩スペース、トイレ等

- ・対面での飲食や会話を回避するよう、表示やスタッフの声掛けなどにより促すようする。
- ・常時換気に努める。
- ・密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定しトイレ等の混雑を緩和するよう努める。

④楽屋、控室

- ・常時換気に努める。
- ・お茶、小夜食などを用意する場合は、極力市販のものにする。(自宅で手作りのものは避ける)

⑤物品販売

- ・物品販売を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は極力取り扱わない。場合によっては、品物をビニール等で包んで、見られないようにする。
- ・代金や商品の受け渡しは、トレー等を介して行うなど直接手が触れ合わないようにする。

⑥保健所及び施設管理者との連絡体制

- ・主催する企画中に感染の疑いがある者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所及び施設管理者との連絡体制を整える。

⑦周知・広報

感染予防のため、以下について来場者に対して周知・広報を行う。

- ・事前の体温測定、咳工チケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の励行
- ・社会的距離の確保の徹底
- ・会場内にて来場者同士の接触、会話を控えること。
- ・以下の場合には、来場を控えること。

②新型コロナウイルス感染症陽性とされた場合

①同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

④発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合。

③以下の症状に該当する場合

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

⑤過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合等

- ・来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努め、来場者に対して、これらの情報が来場者から感染者が発生した場合などに必要に応じて保健所等の公的機関へ提供される可能性があることを伝える。

⑧退場時

- ・余裕を持った開場時間の設定、券種やゾーンごとの時間差での退場制限等の工夫を行う。
- ・ロビー、出入り口等での出演者との交流は避けるように努める。

⑨その他

- ・企画の運営に必要なスタッフを最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションの工夫を行う。
- ・可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成・保存するよう努める。例会券(チケット)の半券裏には記名欄を設ける。その際、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずる。
- ・主催する企画終了後、感染が疑われる者が出た場合、保健所等公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。